大阪府警察における犯罪被害者等支援の取組状況

警察は、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再被害防止等の面において、被害者と最も密接に関わ り、被害者を保護する役割を担う機関であることから、大阪府警察本部では、平成9年12月に「被害者支援推進要 綱」を制定し、被害者の視点に立った各種被害者支援活動の推進及び関係機関・民間団体等との連携による被害者 支援を推進しています。

「被害者等の精神的負担軽減」

被害者支援班制度(H13.6)

精神的被害の大きい被害者等の実情に即した支援を実施するため、各所属で支援要員を指定し支援を実施

「被害者の手引き」の配布

被害者が必要とする各種制度や刑事手続きの概要を記載した「被害者の手引き」を配布する制度

身体的・精神的被害の大きい被害者に対し、要望に応じて捜査状況等の情報提供や自宅訪問等を実施

被害者カウンセリング制度(H12.4)

精神的危機状態にある被害者に対し、専門カウンセラーによるカウンセリングを行う制度

民間被害者相談員制度

被害者支援に取り組む民間のボランティア団体と連携し、被害者の相談や付添い等の支援活動により被害者の精 神的被害の軽減・回復を図る制度(大阪被害者支援アドボカシーセンター相談員を府警本部長が「民間被害者相談 員」として委嘱)

B

「被害者等の経済的負担軽減」

身体犯被害者の診断書料等の支出制度(H21.5) 性犯罪被害者の診断・検査料等の支出制度(H17.12) 司法解剖等の死体検案書料の支出制度(H21.5) 解剖後の死体搬送費用の支出制度(H19.1) 被害者の一時避難宿泊費用支出制度(H23.6) ハウスクリーニング費用の支出制度(H29.4)



犯罪被害給付制度

殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者遺族、重傷病、障害という重大な被害を受けた犯罪 被害者に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃 の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援する制度

対象被害・・・日本国内または日本船舶等で犯罪により、死亡、重傷病の被害を負った人・遺族

| 給付の種類 | ・・・遺族給付金 | 重傷病給付金 | 障害給付金

申請の期限・・・犯罪発生を知った日から2年 または犯罪発生の日から7年

申 請 先 ・・・申請者居住地の公安委員会

「遺族給付金」・・・支給を受けられる遺族の範囲と順位は、 配偶者 子 父母 祖父母 兄弟姉妹

|重傷病給付金|・・・「重傷病」とは、負傷等の療養期間が1ヶ月以上で、かつ3日以上の入院を要するもの

「障害給付金」・・・「障害」とは、障害等級第1級から第14級に相当し、国家公安委員会規則で定める

・国外における犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害の残った 日本国民に対し、国から弔慰金・見舞金を支給する制度

犯罪被害者・遺族の現状

心身の不調

精神的ショック トラウマ PTSD(心的外傷後ストレス障害) 無気力 感情鈍化 不眠 ……

被害者·遺族

マスコミの執拗 な取材

犯罪発生

加害者からの影響 更なる被害 未検挙 不誠宝 弁護十交法

捜査・裁判に伴う様々な負 担(精神的·時間的負担)

生活上の問題 医療費の負担 什事に支障 失職 転職 生活凩窟

周囲の言動による傷つき 無責任なうわさ話 宗教の勧誘

次的被害

事件・事故が発生すれば、警察は被疑者の検挙・事件事故の解明に全力を尽くします。 しかし、捜査を尽くすことだけでは、被害者や遺族の受けた多くの傷を癒やすことはできません。 被害者や遺族は、被害のために被った様々な傷を一生抱えて生きていかなければなりません。 事件・事故発生後、最初に被害者に接することとなるのは警察官、救急医療関係者等です。 次に被害者を支援する立場である自治体、検察庁、裁判所、民間支援団体、医療機関、教育機関・・・。 被害者の利益を守るためには、周囲の理解と様々な支援が必要です。

「被害者支援協議会」

犯罪被害者等の多様なニーズに応えるためには、広く関係機関・団体との連携・相互協力による被害者支援活 動を展開していく必要があり、特に、被害者の精神的・経済的被害の回復・軽減のための援助活動には、関係機 関等のネットワークが不可欠です.

そこで、地域の実情に応じて、司法・行政・医療等の被害者支援に関係する機関・団体が相互に連携・協力し被 害者の支援活動を推進するため、平成11年より各警察署(行政区)単位で「被害者支援協議会」を設置し、被害者 支援に取組んでいます。

活動の目的

体制の整備(ネットワークの構築) 被害者支援に関する情報交換 被害者支援に関する広報・啓発

警察

捜査活動 「犯人検挙」 「証拠収集」 被害者支援 「事情聴取」

「医療と連携」 「行政と連携」

「保護対策」

「再被害防止」

活動例

被害

警察署

自治体 「府市町村の犯罪被害者等総合的対応

窓口の設置」(H25設置完了)

被害者支援条例制定(堺市·摂津市) **見舞金制度**を規定した条例

(池田市·高槻市·松原市·摂津市) 被害者の公営住宅への一時入居 遺族の葬祭扶助受給手続き 死亡届等の手続の一元化(別室にて手

続き)

教育委員会

被害者・遺族の教育環境支援 被害者家族の通学時の送迎支援 行方不明少年の捜索協力(情報提供) 子ども見まもり活動員との連携支援 被害者の在籍生徒等への心のケア



遺族・被害者のカウンセリング

公判等の付添い

防犯協会等の地域ボランティア

住民の理解増進 防犯カメラ情報協力

臨床心理士会 在校生の心のケアのため、スクールカウンセラー緊急援助チームの派遣